

「日本遺産・大山」ガストロノミーツーリズム造成事業業務委託に関する
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

「日本遺産・大山」ガストロノミーツーリズム造成事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

大山山麓・日野川流域(以下「圏域」という。)は、鳥取県西部の9市町村に中部の倉吉市、琴浦町を加えた11市町村で構成している。当圏域に眠る魅力ある観光資源をブラッシュアップして観光コンテンツを造成し、効果的なマーケティングを行ってブランド化を図り、圏域への来訪者を増加させ、人気を定着させることによって、持続可能な観光地づくりを目指す。

(3) 委託期間及び業務内容等

別に定める「日本遺産・大山」ガストロノミーツーリズム造成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

(5) 委託金額

上限額: 6, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業は、圏域の構成11市町村及び鳥取県の令和7年度当初予算の成立並びに観光庁の地域観光魅力向上事業補助金の採択を前提に事業化される停止条件付事業であり、予算の成立かつ補助金の採択が行われない場合は効力を発しない旨ご了承願います。

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 企画提案書の提出日において、国又は地方公共団体の契約に関して指名停止措置を受けている者

(エ) 国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

ウ 大山山麓・日野川流域観光推進協議会への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者

エ 業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を適正に取り扱うとともに、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさない者

オ 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有している者

3 手続等

(1) 企画提案書等の提出先

大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局

(鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課内)

住所 〒683-0054 米子市糺町1丁目160

電話 0859-31-9364 ファクシミリ 0859-31-9794

電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年3月19日(水)午後5時

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 誓約書(様式1) 1部

(イ) 企画提案書 5部

企画提案書は、次のa～dに掲げる内容について、任意の様式により作成すること。

a 仕様書の委託業務内容に記載するガストロノミーツアーのモデルコースの策定、モニターツアーの実施、ガストロノミーツアーの造成並びに旅行商品の販売基盤整備及びプロモーション

b 実施スケジュール及び作業フロー(主な作業内容及び役割分担も記載すること)

c 本業務の推進体制(専門職員の配置並びに全体の取組体制及び協力体制について記載すること。なお、専門職員以外の職員が従事する場合又は他の事業者の援助を受ける場合は、その旨も記載すること。)

d aからcまでに掲げるもののほか、本業務に関連する提案(任意)

(ウ) 見積書(任意様式) 5部

a 経費の明細を算出し、その金額を記載すること。

b 企画提案書とは別にとじること。

(エ) 法人等の概要(任意様式) 5部

(オ) 業務実績調書(任意様式) 5部

a 過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容や成果等が分かる資料を添付すること。

ウ 提出方法

(1) 企画提案書等の提出先に提出すること。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに到達すること。

4 審査、評価及び選定方法

(1) 本プロポーザルにおける審査

本プロポーザルにおける審査は、「日本遺産・大山」ガストロノミーリズム造成事業業務受託事業者選考委員会設置要綱に基づき設置する「日本遺産・大山」ガストロノミーリズム造成事業業務受託事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において行う。

(2) 審査の実施

企画提案書を提出した者(以下「企画提案者」という。)によるプレゼンテーションを行い、提出書類の内容と合わせて総合的に審査するものとする。

ア 実施日及び会場

(ア) 実施日 令和7年3月25日(火) ※開始時間等は企画提案者に別途通知する。

(イ) 会場 鳥取県西部総合事務所(米子市糺町1丁目160)

イ プレゼンテーション時間

各提案につき45分(提案の説明30分及び質疑応答15分)程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

(イ) 提案の説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

エ 企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、企画提案者に帰属する。

(イ) 企画提案者は、本協議会又は構成市町村が企画提案書の内容を公表することについて、承諾するものとする。

(ウ) 本協議会又は構成市町村は、受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

オ 審査

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選定評価基準に基づき、100点満点で審査し、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付ける。ただし、いずれかの審査員の評価点が60点を下回る場合は、選定対象外とする。なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。選定結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

また、選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

カ 企画提案選定評価の視点

(ア) 圏域の観光の現状及び課題への理解度

- ・圏域の観光の現状や課題を的確に理解し、課題の解決等につながる提案内容となっているか。

(イ) 提案内容の具体性、実現可能性、仕様書にない効果的な提案の有無

- ・提案内容は具体的で実現可能であるか。
- ・提案内容は業務実施にあたって、費用対効果も含め、効果的であるか。
- ・分析や検討手法等は適切であるか。

(ウ) 実施スケジュール及び作業フロー(主な作業内容及び役割分担も記載すること)

- ・実現性があり、高い効果を見込むことができるスケジュール及び作業フローが提案されているか。

(エ) 本業務の推進体制

- ・本業務の円滑な推進を期待することができる体制が提案されているか。

(オ) 本業務と類似の業務を処理した実績

- ・本業務と類似の業務を処理した実績を有すること等により、業務遂行能力及び情報収集能力、分析能力並びに高い知見を有しているか。

5 提案の無効

本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

(1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類(以下「提出書類」という。)について、この要領

- に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - (3) 2 (1) イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
 - (5) この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

6 契約の締結

- (1) 委託契約の締結は、観光庁の地域観光魅力向上事業補助金の交付決定後に行うものとする。
- (2) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、4 (2) オによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。
- (4) 契約者は契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下、「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則112条第4項の規定により、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本協議会から受領した資料等は、本協議会の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 圏域の構成11市町村及び鳥取県の令和7年度当初予算が成立しなかった場合又は観光庁の地域観光魅力向上事業補助金が採択されなかった場合は、本プロポーザルによる業務委託を中止し、その旨を参加者に通知する。
- (7) 参加者は、企画提案書及び誓約書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (8) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

8 スケジュール

企画提案書の提出期限	令和7年3月19日
審査の実施日	令和7年3月25日
審査の結果通知	令和7年3月27日（予定）